

は職員等の一定数を夫々勅任官、奏任官又は判任官等と爲し得ることとする

【備考】

- (一) 本措置の實施に伴ひ要する經費は行政簡素化に因り生ずる豫算上の剩餘額を第一次に充當するものとす従つて行政簡素化の實施に依り減少すべき官廳職員に伴ふ經費は減員に伴ふ俸給、給料費與は固より事務費其他につきても必ず之を節減するの別途能ふ限り既定經費の節減を勵行すること
- (二) 公吏等に對しては公共團體の事務の簡素化に即應して本措置に準じ措置すること
- (三) 官吏の給與改善に伴ふ會社經理統制に關し留意すべき點左の如し
 - (イ) 會社經理統制令の適用を受くる會社の社員に對しても家族手當の増額を認むることとするが、會社が家族手當を増額せんとする場合に於ては當該事業經營者は經營の簡素化等に依る經費の節約を圖り家族手當増額に要する資源を得るやう努力することを必要とする
 - (ロ) 會社の社員の賞與資源増額は之を認めざる
 - (ハ) 給與の増額に依り當該事業の生産物資の價格騰貴を來さしむることは容認せざること
 - (四) 今次の待遇改善に伴ひ一層戰時貯蓄の増加に努力すべきこと

第三 官廳執務時間に關する件

戰時中は官廳退廳時刻は之を一時間延長す。
註一(午前八時より四時迄を五時迄と改む)

妊産婦手帳規程の制定

昭和十七年度の妊産婦保健指導及保護實施要綱の決定については本誌前々號本欄所報の如くであるが、之に伴ふ妊産婦手帳規程は昭和十七年七月十三日付官報を以て左の如く制定せられた。

妊産婦手帳規程 (昭和十七年七月十三日 厚生省令第三十五號)

第一條 妊産婦(産後一年以内ノモノヲ含ム)及乳兒ノ保健指導其ノ他保護ノ徹底ヲ圖ル爲本令ノ定ムル所

- ニ依り妊産婦ニ妊産婦手帳ヲ交付ス
- 第二條 妊産婦手帳ハ別記様式ニ依ル
- 第三條 妊産婦手帳ハ地方長官之ヲ發行ス
本令ニ定ムルモノノ外妊産婦手帳ヲ交付其ノ他妊産婦手帳ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム
- 第四條 妊産婦手帳ハ速ニ左ノ事項ヲ具シ其ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ妊産婦届出ヲ爲スベシ
 - 一 氏名、生年月日及居住地
 - 二 世帯主ノ氏名
 - 三 妊娠月數及出產豫定日
- 前項第三號ノ事項ニ付テハ醫師又ハ助産婦ノ證明ヲ附スベシ但シ醫師又ハ助産婦ノ證明ヲ受クルコト困難ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第一項ノ規定ニ依り届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨届出ヅベシ
- 第五條 妊産婦手帳ハ之ヲ毀損シ若ハ亡失シタル場合又ハ其ノ餘白ナキニ至リタル場合ニ限り同一妊娠ニ關シ重ねテ交付ヲ受クルコトヲ得
- 第六條 妊産婦手帳ヲ交付ヲ受ケタル者妊娠ニ非ザルコト判明シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ其ノ旨ヲ

別記様式(用紙ノ大サハ國定規格A6トス)

昭和 年 月 日交付(第 號)

妊産婦手帳

氏名

- 届出デ妊産婦手帳ヲ返還スベシ
- 第七條 妊産婦ハ保健所、醫師、助産婦又ハ保健婦ニ就キ力メテ屢保健指導ヲ受クベシ
- 妊産婦ハ保健所、醫師又ハ助産婦ニ就キ診察、治療、保健指導又ハ分娩ノ介助等ヲ受ケタルトキハ其ノ都度妊産婦手帳ニ診察、治療又ハ保健指導ノ要領、新産兒ノ體重、在胎月數等ノ記載ヲ受クベシ保健婦ニ就キ保健指導ヲ受ケタルトキ亦之ニ準ズ
- 第八條 妊産婦死亡シタルトキハ世帯主又ハ家族ヨリ妊産婦手帳ヲ遲滞ナク地方長官ニ返還スベシ但シ出產兒生存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項但書ノ場合ニ於テハ世帯主又ハ家族ヨリ妊産婦死亡シタル旨地方長官ニ届出ヅベシ
- 第九條 妊産婦手帳ハ行政廳ノ定ムル所ニ依り妊産育兒ニ關シ必要ナル物資ノ配給其ノ他妊産婦及乳兒保護ノ爲必要ナル場合ニ之ヲ使用セシムルモノトス
- 第十條 本令ニ依ル妊産婦手帳以外ノ手帳ニハ妊産婦手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〇〇縣 〇〇

氏名	年 月 日生	居住地	世帯主氏名	出產豫定日	變更届出受理	
					年 月 日	責任者印
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		

妊産婦ノ心得

- 一、丈夫ナ子ハ丈夫ナ母カラ生レマス。妊娠中ノ養生ニ心ガケテ、立派ナ子ヲ生ミオ國ニツクシマセウ。
- 二、日光ニヨクアタリ、ホドヨイ運動ヲシ、ヨクネムリ、體モ心モ清ラカニ保チ、ハゲシイ仕事ハサケテ下サイ。大掃除ヤ引越シナドノ場合ニモ氣ヲツケルコトガ必要デス。
- 三、野菜ヤ魚ヤ肉ナドヲ、ホドヨクトリ合セテ食ベルコトガ大切デス。成ルベク滋養ノ多イモノヲ食ベ、コナレノワルイモノヤ、カラシ、ワサビノ様なキツイモノハサケテ下サイ。
- 四、丈夫ダト思ツテキテモ、サワリノ起ツテキルコトガアリマスカラ、毎月一回位ハ醫師カ助産婦ノ診察ヲ受ケマセウ。少クトモ届出ノトキノ診察ノホカニ、五ヶ月カ六ヶ月頃ト、八ヶ月カ九ヶ月頃トノ二回ハ診察ヲ受ケテ下サイ。小便ヤ血壓、血液ノ検査モ受ケ、サワリガアツタラ早ク治療スルコトガ大切デス。
- 五、ツワリが強カツタリ、熱ガデタリ、血オリガシタリ、腰ヤ腹ガ痛ソダリ、ムクミ、シビレ其ノ他サワリガアルトキハ早ク醫師ノ診察ヲ受ケルコトガ必要デス。
- 六、脚氣、腎臟、心臟、結核、肋膜炎、腹膜炎、梅毒ナドワワヅラツタコトノアル人又ハ流早死産ヲシタコトノアル人ハ特ニ氣ヲツケテ醫師ノ診察ヲ受ケテ下サイ。梅毒ノアル方デモ妊娠ノ初メ頃カラ充分治療スレバ健康兒ヲ生ムコトガ出来マス。
- 七、ムクミガアルトキ、小便ニ蛋白ノデルトキハ特ニ注意シテ輕イウチニ治療スルコトガ必要デス。又胎兒ノ位置、骨盤ナドニ異常ガアツタリ、其ノ他體ニ病氣ノアルトキハ醫師ノ指圖ニ從ツテ下サイ。
- 八、臨月ニ近クナツタラ特ニ體ヲ清潔ニシ、ムリナ仕事ヲサケ、陣痛ガ起ツタラスグ醫師、助産婦ノ手當ヲ受ケテ下サイ。
- 九、才産後ハ體ヲ靜カニシテ、徒ラニ迷信ニトラハレズ、滋養ガ多クコナレヤスイモノヲ充分食ベルコトガ必要デス。
- 十、才産後熱ガデタリ、オリモノガ多カツタリ、腹ガ痛ソダリスルトキハ早ク醫師ノ手當ヲ受ケテ下サイ。又妊娠中ニ腎臟ノ悪カツタ人ハ産後ニモ醫師ノ手當ヲ受ケテ下サイ。別ニ異常ノナイ場合ハ五、六日位デ床ニ坐ハリ、十日位デ室内ヲ靜カニ歩キ、二十日位デ床上ゲシ、オリモノガナクナレバ入浴シマス。普通ノ生活ニ戻ルノハ四十日位デス。出産後二ヶ月間位ハ腹帶ヲスルノガ宜シイ。

妊産婦、新産兒健康状態欄

最終月經初日 昭和 年 月 日	既往出 産の有	内現在 ル生存ス 名	既往流 産の有	有 無	有 無	有 無	有 無
診察、検査、 指導年月日	妊産月数、 生後満月、 日数等	記事 (診察、検査ノ所見、保健指 導ノ要領等ヲ記入スルコト)	醫師、助産婦、 保健婦印				

出産申告書ニツイテ

- 一、出産シタルトキハ出生ノ場合デモ、流産又ハ死産ノ場合デモ此ノ裏面ノ申告書ヲ切り取ツテ、所定ノ事項ヲ書イテ出産後十四日以内ニ届ケテ下サイ。出生ノ場合ニハ體力手帳ガ渡サレマス。
- 二、×印ノ箇所ハ出産ヲ介助シタ醫師又ハ助産婦ニ必要事項ヲ書キ、不用ノ文字ヲ消シテモラツテ下サイ。醫師又ハ助産婦ガ介助シナカツタトキハ、申告書ニ於テワカルダケ書キコンデ下サイ。
- 三、新産兒欄ニハ出生ノ場合ハ全部書イテ下サイ。流産又ハ死産ノ場合ハ氏名欄ニ「死胎、出生後届出マデニ死亡シタトキハ「死亡」ト書キ本籍欄ハ書ク必要ハアリマセン。其ノ他ハ出生ノ場合ト同様全部書イテ下サイ。
- 四、新産兒ノ保護者欄ニハ出生ノ場合トミ書イテ下サイ。保護者トハ親權ヲ行フ者(親權ヲ行フ者ガナイトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者)ノコトデス。
- 五、双胎兒(フタゴ)以上ノ場合ハ各兒毎ニ一枚ヅツ申告書ヲ出シテ下サイ。申告書不足ノ分ハ此ノ申告書ニナラツテ別ニ作ツテ下サイ。
- 六、出産後出産申告マデノ間ニ母親ガ死亡シタトキハ、其ノ旨及死亡原因ヲ申告書ニ書イテ家族ノ方カラ届ケ下サイ。
- 七、出生ノ場合ハ此ノ出産申告ノホカニ、戶籍法ニ依リ出生届ヲ出シテ下サイ。尙妊娠四ヶ月以後ノ死産ノ場合ニハ醫師又ハ助産婦ノ死産證書ガイリマス。

出產申告書

新産兒 氏名	本籍	出産年月日		昭和前年 午後時分	昭和前年 年月日	在胎月數	分婁直後ニ 於ケル兒ノ 生死	新産兒ノ 職業	新産兒ノ 住所	新産兒ノ 場所	× 原因	× 流早死産	× 自然産(自然分婁開始)・人 工中絶	× 出産時 體重	× 出産時 場所	× 自宅・病産院・其ノ他	新産兒ノ 保護者 氏名	分婁介助 者住所 氏名	助産婦 氏名	右出産申告致シマス	昭和年月日	地方長官 殿	居住地 氏名	職業	氏名	本籍	出産年月日	昭和前年 午後時分	昭和前年 年月日	在胎月數	ケ月(自然産(自然分婁開始)・人工中絶)	男・女・不明	男・女・不明	別	重	瓦(貫 匁)	生死	無・有(種類)	無・有(種類)	原因	血	小量・中等量・多量(匁)	無・有(種類)	手術	特別ナル兒所見其ノ他 参考トナルベキ事項	分婁介助者氏名	醫師	助産婦
		醫師	助産婦																																													

分婁記事欄

切……………取……………線……………

分 娩 日 時	昭 和 年 月 日	午 前 時 分
在 胎 月 數	ケ 月 (自然産(自然分婁開始)・人工中絶)	
男 女 別	男・女・不明	
體 重	瓦 (貫 匁)	
分婁直後ノ兒ノ生死	生・死	
分 娩 異 常	無・有(種類)	
流 早 死 産 原 因	無・有(種類)	
出 血	小量・中等量・多量(匁)	
産 科 手 術	無・有(種類)	
特別ナル兒所見其ノ他 参考トナルベキ事項		
分婁介助者氏名	醫師	助産婦

必要記事

年月日	記 事 欄	責 任 者
月 日 年		
月 日 年		
月 日 年		
月 日 年		
月 日 年		
月 日 年		
月 日 年		
月 日 年		
月 日 年		

取扱ノ注意

- 一、妊娠中カラ乳兒ノ最初ノ體力検査ノトキマデノ間ニ保健所、醫師、助産婦、保健婦等ニ就イテ診察、検査、保健指導等ヲ受ケタトキハ其ノ都度此ノ手帳ニ書キイレテモラツテ下サイ。
- 二、此ノ手帳ハ妊産育兒ニ必要ナ物資ノ配給ヲ受ケル爲ニ必要ナコトガアリマスカラ大切ニ保存シテ下サイ。
- 三、萬一已ムラ得ナイ事情デ破レタリ、失ツタリ、又ハ餘白ガナクナツタトキハ市區役所、町村役場ニ申シ出テ下サイ。
- 四、此ノ手帳ハ今後ノ妊娠出産ノ時ノ参考ニナリマスカラ、流死産ノ場合デモ大切ニ保存シテオイト醫師、助産婦ニ見セルヤウニシテ下サイ。
- 五、妊娠テナイコトガワカツタトキハ、此ノ手帳ハオ返シ下サイ。
- 六、此ノ手帳ハ他人ニ貸シタリ、ユヅツタリシテハイケマセン。